- 給付費の推計(計画125頁)

次期介護保険料について

第1号被保険者は、保険給付費の「21%」を負担することとされています。 本計画で見込んだ今後3年間の給付費を賄うための介護保険料を算定します。

1 給付費見込み

- 居宅サービスについては、平成23年度の各サービスの利用実績(利用率)をもとに、計画期間における要支援・要介護認定者の伸びを勘案して推計しました。(計画118頁)
- 地域密着サービスについては、平成23年度の実績をもとに、各地区の 要支援・要介護認定者の割合を勘案して推計しました。(計画120頁)
- 施設・居住系サービスについては、計画の第2章「地域ケア体制づくり」 第4節「高齢者福祉施設等の整備」の各施設基盤の整備目標に基づく定員 の増加と、本市被保険者の利用率を勘案して推計しました。(計画 116 頁)

2 保険料負担割合の変更

国の政令改正により、第1号被保険者の負担割合が現行の「給付費の20%」から、「21%」に変更されました。

3 介護報酬の改定

国において、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、介護報酬の改定率を1.2%とすることが平成23年12月21日、決定されました。これに基づき、本市の改定率を平均1.48%と見込み、その上昇に伴う給付費の増加分を加味し介護保険料を算定しました。

4 基金の活用

(市)介護保険準備基金の取崩し(2.7億円程度)、(県)財政安定化基金からの交付金(1.4億円程度)により介護保険料の上昇を抑えます。

5 介護保険料の段階設定の見直し

現行の9段階を踏襲する方向で検討してきましたが、低所得者の負担上昇を緩和する必要があることから、介護保険法施行令の改正による第3段階の細分化(9 \rightarrow 10段階設定)と併せて第1段階・第2段階の保険料乗率の引下げ(0.5 \rightarrow 0.45倍)の改定を行うこととします。(別紙 参照)

[次期介護保険料(平成 24 年度から平成 26 年度)]

[次朔月設床院科 (十成 24 千度がら十成 20 千度)]					
段階	対象者	(月額)		増加額	推計人数
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉 年金の受給者で、世帯全員が市民 税非課税	基準額×0.45	2,196円	+201円 (現第1段階)	1,068人 (1.05%)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人 の前年の公的年金等収入金額と 合計所得金額の合計が80万円以 下	基準額×0.45	2,196円	+201円 (現第2段階)	14,593人 (14.29%)
第3段階 (新設)	世帯全員が市民税非課税で、本人 の前年の公的年金等収入金額と 合計所得金額の合計が80万円を 超え、かつ120万円以下	基準額×0.675	3,293円	+300円 (現第3段階)	6,256人 (6.13%)
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、本人 の前年の公的年金等収入金額と 合計所得金額の合計が120万円を 超える	基準額×0.75	3,660円	+667円 (現第3段階)	6,751人 (6.61%)
第5段階	世帯の中に市民税課税者がおり、 本人は市民税非課税で、前年の公 的年金等収入金額と合計所得金 額の合計が80万円以下	基準額×0.875	4,270円	+779円 (現第4段階)	18,953人 (18.56%)
第6段階 (基準額)	世帯の中に市民税課税者がおり、 本人は市民税非課税で、前年の公 的年金等収入金額と合計所得金 額の合計が80万円を超える	基準額	4,880円	+890円 (現第5段階)	15,176人 (14.86%)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計 所得金額が125万円以下	基準額×1.125	5,490円	+1,002円 (現第6段階)	12,889人 (12.62%)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計 所得金額が125万円を超え、かつ 200万円未満	基準額×1.25	6,100円	十1,112円 (現第7段階)	12,164人 (11.91%)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計 所得金額が200万円以上かつ400 万円未満	基準額×1.50	7,320円	+1,335円 (現第8段階)	10,876人 (10.65%)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計 所得金額が400万円以上	基準額×1.75	8,540円	+1,557円 (現第9段階)	3,390人 (3.32%)

第5期介護保険料の段階設定について

